

健康被害の公的救済制度における給付の状況

	医薬品副作用被害救済制度	予防接種健康被害救済制度		公害健康被害補償制度
		一類疾病(シフトリア等) (注1)	二類疾病(インフルエンザ) (注1)	
制度の性格	製薬企業全体による社会的責任に基づいて行われる見舞金の色彩が強い給付	民事上の賠償責任ではなく、国の制度上の補償措置として行われる給付		損害賠償的な色彩を持つ給付(→給付額は慰謝料も加味して設定)
医療費	実費給付 〔病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給〕	同	左 〔病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給〕	公害医療機関での療養の給付・例外的に療養費を支給
医療手当	治療に伴う医療費以外の費用(通院に伴う交通費等、入院に伴う諸雑費等) 〔病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給〕	同	左 〔病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給〕	通院・入院、期間に応じて月額23,100～36,000円
障害児養育年金	18歳未満の者を養育する者に給付 (年額) 1級 約85万円 2級 約68万円	同	左 〔現在給付対象者が存在せず、給付額は規定なし〕	15歳未満の者を養育する者に給付 〔現在給付対象者が存在せず、給付額は規定なし〕
障害年金	18歳以上の者に給付 (年額) 1級 約273万円 2級 約218万円	同	左 医薬品副作用救済制度と同様	15歳以上の者に給付 (年額)約39万～427万円 〔障害等級(1級～3級)に応じた率を傷害補償標準給付月額(年齢階層別、男女別に10万7千円～35万6千円)に乗じた額。(注4)〕
遺族年金	死亡した被害者の収入により生計を維持していた遺族の生活の立て直し等を目的に給付 年額約239万円を10年間給付 〔ただし、障害年金が支給されていた場合、その期間が7年未満は10年からその期間を減じた期間、7年以上は3年間給付〕	なし	医薬品副作用救済制度と同様	年額約94～374万円を10年間給付 〔遺族補償標準給付基礎月額(年齢階層別、男女別に7万8600円～31万1500円)に相当する額を10年を限度として給付〕
遺族一時金	被害者が生計維持者以外である場合に遺族に対する見舞い等を目的として給付 約716万円 〔障害年金が支給されていた場合、当該支給額を控除した額〕	4300万円 〔障害年金が支給されていた場合、その期間に応じて一定率を減じた額〕	医薬品副作用救済制度と同様	約283～1121万円 〔遺族補償標準給付基礎月額(年齢階層別、男女別に7万8600円～31万1500円)に相当する額の36月分〕
葬祭料	葬祭に伴う出費に着目して給付 193,000円	同	左	656,000円

(注1) 予防接種法上の予防接種には定期的予防接種と臨時的予防接種(疾病のまん延予防上緊急の必要がある時に都道府県知事の指示に基づき行う予防接種)があり、後者の場合は、二類疾病であっても一類疾病と同様の給付水準となる。

(注2) 予防接種健康被害救済制度では、遺族一時金を死亡一時金と称している。また、公害健康被害補償制度では、医療費は療養の給付・療養費、医療手当は療養手当費、障害児養育年金は児童補償手当、障害年金は障害補償費、遺族年金は遺族補償費、遺族一時金配属補償一時金と称している。

(注3) 1、2級で在宅介護の場合、在宅での介護については介護加算あり

(注4) 別途、重度の障害で常時介護を必要とする場合には、介護加算あり